

平成29年4月1日から 施設の使用料・窓口の手数料が一部変わります!

使用料および手数料の料金設定については、統一的な基準がないことから、平成26年2月に策定した「使用料及び手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、使用料・手数料の見直しを行いました。

使用料・手数料の主な改定内容

今回の使用料・手数料の見直しは、受益者負担の原則や、負担の公平性、算定方法の明確化を図る観点から、条例等により料金が定められている83項目の使用料および手数料のうち、法令や国、県の基準により算定している33項目を除いた、50項目の使用料および手数料を対象に見直しを行いました。

料金の算定は、過去3年間の施設の維持管理・運営に係る経費などを原価として、貸出面積や利用者数などにより計算しています。算出した金額を基に、現行料金の1.5倍の金額を上限として改定するもの、施設の諸事情や近隣市町村の料金を考慮して現行料金のままとしたもの、料金の区分を一部廃止するものとした結果、次の使用料・手数料を改定します。

なお、基本方針に基づき今後も5年に一度、使用料・手数料の見直しを行っていきます。

窓口の手数料

	問 合 せ
印鑑登録証の交付(新規)手数料	市 民 課 (内線147)
住民基本台帳の閲覧手数料	



施設の使用料

	問 合 せ
体育施設の使用料	スポーツ振興課 (内線392)
笠間・友部・岩間公民館の使用料	笠 間 公 民 館 0296-72-2100
	友 部 公 民 館 0296-77-7533
	岩 間 公 民 館 0299-45-2080
児童館(使用許可)使用料	子ども福祉課 (内線162)
笠間の家使用料	商工観光課 (内線516)



※体育施設、公民館の減免規定も一部変わります。

改定後の料金等、詳細については、各施設の窓口または市役所へお問い合わせください。

また、平成28年広報かさま10月号やホームページからもご覧になれます。

使用料および手数料の見直しに関する基本方針について

行政経営課(内線592)

【得する人・損する人②】



緊急告知!

マイナス金利の影響により

4月から各社貯蓄性保険商品が大幅改定
「学資保険」「年金保険」「終身保険」など
3月中のお申込みが最後のチャンス!
お早めにお問合せください。



やさしい保険プラザ

友部スクエア店

笠間市住吉1364-1

☎ 0120-650-121

営業時間 10:00~20:00

保険募集代理店
株式会社 フィックス・ジャパン
茨城支店